

令和5年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和5年10月6日(金) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時28分

場所 第9委員会室

出席委員 杉田茂実委員長
橋詰昌児副委員長
森伊久磨委員、金子裕太委員、美田宗亮委員、内沼博史委員、立石泰広委員、
高橋政雄委員、田並尚明委員、井上航委員、中村美香委員、松下昌代委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]
金子勉県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、吉澤隆県土整備部副部長、
中須賀淳参事兼河川砂防課長、加来卓三県土整備政策課長、
飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、
根岸幸司道路街路課長、水谷信哉道路環境課長、田島清志河川環境課長

[都市整備部及び下水道局関係]
山科昭宏都市整備部長、坂田直人都市整備部副部長、
若林昌善都市整備部副部長、坂行正都市整備政策課長、吉岡一成都市計画課長、
小野寺貴郎市街地整備課長、石川修産業基盤対策幹、
鈴木水弘公園スタジアム課長、山田暁子建築安全課長、牧野秀昭住宅課長、
松井直行営繕課長、小久保賢一設備課長

山崎達也下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、
岸田秀参事兼下水道事業課長、豊野和美下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|-------|---|------|
| 第91号 | 令和5年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)のうち県土整備部関係、都市整備部及び下水道局関係 | 原案可決 |
| 第103号 | 訴えの提起について | 原案可決 |

2 請願 なし

所管事務調査

県営水上公園における水着撮影会について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

金子委員

9月補正で約92億円の繰越明許費を設定しているが、9月に設定した理由は何か。

県土整備政策課長

設定の理由は、現段階で年度内完了が困難と見込まれる事業について、適正な工期を確保するために早期の繰越明許をお願いするものである。時期については、6月は年度当初であるため特に急を要する場合のみに設定するものである。今回は、現年度予算の内定増にかかる増額補正をお願いしたものである。

森委員

繰越額の増減は、昨年度と比べてどうか。また早期繰越が増加した場合、12月補正予算での繰越はどうなるのか。

県土整備政策課長

今回の繰越明許費設定額は92億7,781万1千円であり、昨年度は43億7,270万円で、約49億円の増加である。

適正な工期の確保が必要なものについては、早期繰越が必要であるが、現段階で12月補正での設定は不明である。今後の事業進捗を踏まえて、繰越しが必要なものは、繰越明許費の設定をお願いしたい。

森委員

昨年度に比べて約49億円増加したが、適正な工期の確保が必要な案件が増えたのか。

県土整備政策課長

そのとおりである。

美田委員

- 1 川の再生推進費の当初予算は約6億円であるが、そのうち4億5,000万円も繰り越しとなる理由は何か。
- 2 河川改修費について、当初予算では護岸の機能復旧や築堤、護岸工などを行うとされているが、今回の繰越明許費の設定で何を行うのか。

河川環境課長

- 1 川の再生推進費は、令和6年度の繰越として15河川、16か所、4億5,000万円を設定する。

その理由は、現在取り組んでいる「水辺deベンチャーチャレンジ」の実施に当たり、地域住民や民間企業などで構成する協議会で議論を重ね、事業の内容を決定し、工事に着手しているが、この議論に時間を要しているためである。

参事兼河川砂防課長

2 今回も同様に、護岸整備や河道掘削など河川改修を進めるための予算である。

美田委員

川の再生推進費について、今回繰越しを設定することで予算を執行する目途が立つのか。

河川環境課長

現在、16か所のうち5か所で協議会の意見がおおむねまとまり、12月の工事着手に向けて準備を進めている。残る箇所については、協議会での意見の取りまとめが早期にできるよう努めていく。

中村委員

社会資本整備総合交付金（街路）事業費の草加三郷線において、補正予算を計上した理由及びその効果は何か。

道路街路課長

県の当初予算額に比べ、国の内示額が上回っていたことから、この差額を補正予算に計上した。効果については、水路の移設工事を前倒して実施することが可能となり、事業の進捗が図られる。

松下委員

- 1 河川の繰越し明許費について、6月から10月は時節柄、緊急的なもの以外工事ができないことが要因で発生しているのか。
- 2 河川維持管理の雑草刈払いは、春と秋の2回行っているとのことだが、県の役割は堤防の管理という理解でよいか。また、堤防上を散歩するための通路などの維持管理は、市町村と連携をする中で決定していくのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 出水期である6月から10月は、原則として川の中での工事は行わないこととしているため、繰越しが増えやすい要因となっている。繰越しに関しては、関係機関との調整など様々な理由があるが、それに加えて、このような河川の特性が影響している。

河川環境課長

- 2 雑草刈払いは堤防管理のため原則として年2回まで実施している。1回目は台風シーズン前の8月末までに実施し、異常を速やかに把握できるようにしている。2回目は11月末までに実施し、次期出水期に向けた点検を行い、見つかったクラックなどを修繕するようにしている。これらは県のホームページにも掲載し周知している。
市町村との連携については、市町村が管理用通路を維持管理する場合は占有を認めている。また、市町村が占有する上で舗装を設置する場合は、初回だけ県が舗装することもできる。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

金子委員

- 1 熊谷スポーツ文化公園の駐車場改修工事の内容と整備効果は何か。
- 2 繰越明許費を設定する工事内容及び繰越理由は何か。また、繰越を設定することの効果は何か。

公園スタジアム課長

- 1 熊谷スポーツ文化公園のラグビー場に近い第3駐車場のアスファルト舗装を更新するものである。舗装面は老朽化してクラックや不陸が生じており、長寿命計画では、来年度舗装の更新を行う予定であったが、国庫支出金の内定増に伴い前倒しで実施するものである。早期回収により、利用者の安全と利便性が向上され、事業効果の早期発現を図ることができる。
- 2 繰越明許費を設定するのは、戸田公園のボートコース内の護岸修繕工事と熊谷スポーツ文化公園陸上競技場に設置しているタイミングシステムの更新工事の2件である。戸田公園の工事は、関係機関からレース開催日の工事を避けるよう要望があり、施工時期の調整があった。また、熊谷スポーツ文化公園のタイミングシステムの工事は、半導体不足の影響で、システムの製作に不測の日数を要することが判明した。このため、現時点で年度内の工事完成が見込めなくなったので、早期繰越をお願いするものである。効果としては、適正な工期を確保できることであり、その上で、早期完成に努めていく。

内沼委員

戸田公園の繰越しは、予算化する際、事前に関係機関とは施工時期の調整を行っていないのか。

公園スタジアム課長

関係機関との打合せは、年間を通じて適宜行っている。漕艇場は、台風等の大雨の時は、ボートコース内に一級河川笹目川の水が流入する場合があります。出水期に工事を施工できないといった時間的な制約もある。関係機関との調整をしていく中で、競艇の日程が決定し、結果として、県の工事も早期繰越しをするに至った。

森委員

- 1 「訴えの提起」について、誠意ある対応とは、具体的にどこまでを指すのか。
- 2 訴訟に関する費用はどうなっているのか。
- 3 「令和4年度議決後の状況」について、自主退去とあるのは滞納額を全部支払った上で退去したものか。また、強制執行準備中とは、勝訴した後、退去しない者に対して行うものなのか、通常の勝訴から退去に至るまでのプロセスはどうか。

住宅課長

- 1 連絡を取っても返信がない、面会を拒否されるなど、全くやり取りができない方については、滞納指導ができないため、誠意ある対応がないと判断し、訴訟に至る場合がある。
- 2 訴状印紙代4,000円と予納切手6,000円がある。そのほかは、弁護士の有無で変わるが、今回は主張に争いがなく、困難案件ではないため、弁護士はつけない予定

である。さらに強制執行となる場合は、残置物の量により変動するが、1件あたり500,000円から600,000円ほどの強制執行費用がかかる。

- 3 自主退去は、まず住宅を明け渡してもらい、退去後に滞納家賃があれば退去者滞納として徴収している。次の方に募集をかけることを優先している。また、勝訴してからある一定期間、入居者に対して退去を促す期間を設けて、その間に退去すれば勝訴後の自主退去という形となる。退去しない場合は、強制執行を行う。強制執行までに一定の期間がかかるため準備中という表現となっている。

森委員

主張に争いがある場合は弁護士をつけるとのことだが、そのようなケースはあるのか。

住宅課長

基本的にはほとんどないが、稀に相手方が弁護士を立てて争うことがある。その場合は、こちらも弁護士を立てる。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問】

金子委員

- 1 事業者への補償について、弁護士と相談しながら各事業者と協議したいとのことであったが、進捗状況はどうか。
- 2 9月からの再開に当たって、運営はスムーズに行われているのか。
- 3 どのような経緯で在り方検討会の委員が選定されたのか。
- 4 検討会の委員に業界の専門家がいないのか。
- 5 委員名が非公開であることは透明性に欠けるのではないのか。その点について、どのように考えているのか。
- 6 他の業界へ波及することがないように、当事者の方の意見も聞きながら、新たなルールを策定するべきと考えるが、どうか。

公園スタジアム課長

- 1 現在、公園緑地協会が丁寧に対応している。補償額については、法的な面からも検討する必要があるため、専門家に対応を依頼していると聞いている。
- 2 令和5年9月、10月の水着撮影会では、しらこぼと公園の詳細条件を基に、関係法令の順守等を追加し、暫定的なルールを策定し、3公園共通で適用している。川越公園や加須はなさき公園では、初めて詳細な許可条件を適用したが、事業者からも不満の声はなく、ルールの順守に協力いただいた。当日は、協会の職員2、3名一組で巡回を行った。その際、事業者から水着の露出度について相談を受けた事例や、巡回で露出が大きいと見受けられたケースでは事業者と話し合い、着替えさせた事例はあったが、トラブルも発生せず、終始穏やかな雰囲気で開催されたと聞いている。
- 3 協会が表現の自由や公共の福祉など多種多様な角度から意見を勘案した提言を頂くことを目的に、法学を専門とする学識経験者の大学教授、経営者の経済団体役員、法律家

の弁護士、事業関係者の広告代理店社員、行政経験者の埼玉県職員OBといった、様々な分野の方に大所高所から意見を頂くことで依頼をした。

- 4 業界関係者としては、イベント等に非常に見識を持っている広告代理店の社員が検討会の委員として参画している。
- 5 水着撮影会は、ネット上で、賛成派、反対派から様々な意見や議論がなされた。こうした状況の中、協会として、委員の保護、率直な意見交換を確保するために非公開にすると判断した。実際、委員就任の打診をした際に、非公開を希望する声が上がったとも聞いている。また、少なくとも検討会として提言が出されるまでは、委員名は非公開とするが、提言が出された後は、各委員の判断・意向によっては委員名を公開することも考えられるとのことである。なお、議事要旨は、検討会開催の都度、全委員の了解を得たうえで、協会ホームページで公表すると聞いており、県民や関係者の理解を得られるよう努力していると理解する。
- 6 検討会は、幅広い見識を持つ専門家が議論し、大所高所から議論、提言を頂く場であると聞いている。その検討過程の中で、実際に水着撮影会を主催している事業者を含め、水着撮影会に出演している関係団体など、直接関わっている方からもヒアリングを行うことを計画している。協会からは、水着撮影会に関して、ヒアリングによる現場の生の声を踏まえつつ、表現の自由や公共の福祉など多種多様な角度からの意見を総合的に勘案して、水着撮影会の在り方を丁寧に検討していきたいと聞いている。

金子委員

公のルールを策定するにあたり、非公開ではやはり透明性に欠けると指摘を受けるのではないのか。その点についてどのように考えているのか。

公園スタジアム課長

個人情報公開されると、その過程の中で、バッシングされてしまうことが予想される。委員名を公表せずとも、議論の内容はきちんと公表することにより、県民や関係者の理解を頂きたいと協会から聞いている。議事録が公開されれば、そこからまた意見が出てくる。その意見を踏まえつつ、検討会を適正に進め、かつ慎重な議論をした上で、適切なルールがつくられることを期待している。

中村委員

- 1 今後、イベントの運営者に任せるだけでなく、県と指定管理者の連携体制や監督体制はどうするのか。
- 2 検討会の中で禁止されるポーズ等も議論されると思うが、表現が曖昧なものがあると、再度論争が起きうる。スポーツの大会のような感覚で、水着を掴む行為は禁止にするなど、明確で健全な形でルール作りができないのか。

公園スタジアム課長

- 1 連携、監視体制について、9月、10月の前提ルールの中では、職員が巡回を行い、必要であれば事業者と話し合い、適正な修正を行いながら進めていくという形をとっている。一義的には主催者がルールを守りイベントを行っていくものと考えているが、検討会の中での議論を注視しつつ、状況を引続き確認していきたいと考える。
- 2 ポーズ等のルールについては、文章でもイラストでも個人の解釈が異なる部分があるかと思う。ルールは分かりやすく簡潔にというのが基本であるので、委員の意見

を協会を通じて、検討会に伝える。

田並委員

モデル側が嫌だと思ったポーズなどに対し、主催者に主張できること、またその主張によって、モデル側が不利益を受けないような環境を作るべきと考えるがどうか。

公園スタジアム課長

検討過程の中で、撮影会を直接主催している事業者からもヒアリングし、議論をしていくと聞いている。その議論の中で、事業者の立場、モデルの立場、或いはカメラマンの立場などもあるかもしれないが、誰にとっても納得できるようなルール作りになるよう協会を通じて検討会に伝える。

松下委員

これからのスケジュールは怎么样了のか。

公園スタジアム課長

来年2月に来年度の水着撮影会の募集を予定している。検討会では、まず、現場の意見を聞く場を設け、論点を整理した上で、有識者に自由な討議をしてもらい提言をまとめていく。最終的に2月までには、新たなルールを決定する予定であると聞いている。